

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号			
手続名	埋立地に関する処分の許可			根拠条項	第27条第1項			
審査基準	1. 公有水面埋立法第27条第2項による。 2. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1及び記の5による。							
	受付機関	河川砂防課 (土木事務所)	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課 (土木事務所)	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日	目次 No.